

【事案Ⅱ-12】 通院共済金請求

- ・ 平成 26 年 9 月 18 日 和解解決

＜事案の概要＞

自転車走行中に転倒・受傷して、92 日間の通院治療を受けたので共済金を請求したところ、共済団体が通院共済金の支払対象日数を 11 日としたことを不服として、支払対象日数を 90 日とすることを求める申し立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

共済団体は、本件通院共済金請求の支払対象日数を 90 日と認定し、個人定期生命共済契約に基づく通院共済金 180,000 円 (2,000 円×90 日) と交通災害傷害共済契約に基づく通院共済金 337,500 円 (3,750 円×90 日) から、既に共済団体が申立人に支払った 63,250 円を差し引いた 454,250 円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 25 年 8 月に自転車走行中に転倒し受傷した。翌々日に受診し両膝打撲傷、左足関節捻挫、左手擦過創、頸椎捻挫の診断を受けた。以後平成 26 年 1 月下旬まで計 92 日間、通院による投薬・理療を受けた。
- (2) この共済金請求に対して、共済団体より支払対象通院日数を 11 日とする通知を受けた。申立人はこれに納得せず、共済団体に問い合わせたが、結果は覆らなかった。
- (3) 本件事故に関して、他社の同内容の保険では 90 日分が支払われている。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 申立人が受療した医師に対し医療照会を行い以下の回答を得ている。
 - ・ 諸検査の所見：「レントゲン上明らかな異常認めず」「体表上の外傷所見左足関節腫張」
 - ・ 主治医の経験上、見積もれる治療期間：「長くて 2～3 週間でしょう」
 - ・ 平常の生活に支障が無い程度に治ったと診断できる時期：「2013 年 9 月 5 日頃足の疼痛は軽減するも、さまざまの疼痛（背中、肩）を認める」
 - ・ 業務に従事することに支障が無い程度に治った時期：「特に仕事に対しての話は出ないため、制限する必要はない」
 - ・ 日常動作の推移と固定具使用：「日常動作はすべて可能。固定具なし」
- (2) 本件両共済契約の約款・事業規約では「通院」を次のとおり規定している。
 - ・ 「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診

療所へ通うことにより治療をうけることをいいます。(往診による医師または歯科医師の治療を含みます。)

- (3) また、本件両共済契約の約款・事業規約では「通院日数」を次のとおり規定している。
- ・ 被共済者が、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以後の通院、および医師または歯科医師が通院しなくてもさしつかえないと認定したとき以後の通院については、通院日数に含めません。
- (4) 共済団体は、上記(1)の医療照会による主治医の見解(主治医の経験上、見積もれる治療期間:「長くて2~3週間くらいでしょう。」)にもとづき、支払対象は初診日から約3週間経過した日までの実通院日(11日分)までとし、以後の通院は「平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以後の通院」であり支払対象外と判断した。
- (5) 申立人の「他社の同内容の保険では90日分が支払われている」との主張に関して、当該保険会社の保険金に支払判断について、共済団体が答弁することは無い。

＜裁定の概要＞

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議をすすめ、当事者双方に和解案を提示したところ同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決とした。